

答 申

諮問第 1 3 6 号

第 1 審査会の結論

和歌山県公安委員会（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成 1 3 年和歌山県条例第 2 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 6 年 5 月 2 6 日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、異議申立人に対し、開示決定等期限延長を行った上で、平成 2 6 年 7 月 3 日付け公委第 1 9 7 号により補正通知を行った。異議申立人は補正に応じなかったため、開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えること自体が、条例第 7 条第 2 号により非開示とすべき個人に関する情報を開示することとなるため、条例第 1 0 条の規定に基づき、公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 2 6 年 7 月 2 2 日付け公委第 2 0 9 号で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成 2 6 年 8 月 1 9 日付けで行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件和歌山県橋本警察署管内伊都郡九度山町九度山 7 6 6 に設置してある一時停止違反を誘発している一

時停止の標識に関して、その設置状況について公安委員会が適正であると判断した理由を異議申立人は「知る権利」があり、非開示決定処分を取り消し、その詳細を速やかに開示すべきである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

なお、異議申立人は、審査会における説明及び意見の陳述を行わなかった。

- (1) 本件違反を誘発している一時停止の標識の設置状況についての開示請求は、理由説明書に記載のあるとおり「条例第7条第2号の開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えること自体が、非開示とすべき個人に関する情報を開示することとなるため。」と実施機関は非開示決定の理由を述べるが、本件開示請求とは全く関係がない。
- (2) 非開示理由として「条例第7条第2号により非開示とすべき個人に関する情報」であるとするが、同条例第7条第2号ウとして、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分は除外とされており、開示しなければならない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書及び審査会における説明並びに意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 本件開示請求内容及び本件処分に至る経過について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、公文書開示請求書中の「公文書の名称その他開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」欄（本件は、添付書面の「通知書」）に、特定の個人の記載があれば、開示あるいは非開示いずれの決定を行った場合でも、特定の個人が過去に苦情申出を行った事実があるという情報自体を公にしてしまうと考え、開示請求を受理する際にそ

のことにに関して説明を行ったが、納得いただけなかったため、補正通知書により補正を求めたものの、補正はされなかった。

2 本件処分について

実施機関は、開示請求を拒否する理由として、「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えること自体が、和歌山県情報公開条例第7条第2号により非開示とすべき個人に関する情報を開示することとなるため。」と記載し、条例第10条により当該開示請求を拒否する非開示決定を行った。

3 その他

実施機関では、ほぼ同一内容で、平成26年7月7日付の別件開示請求書を受け、平成26年7月31日に部分開示決定を行っている。その新たな請求に関する中で、「本件請求公文書が早急に公判で必要なため、今般補正はします」との記載と共に、本件開示請求については、「補正を強要する部分は、個人の氏名、住所、生年月日、職業など個人に関する特定の個人がわかる情報ではなく不備ではないので取り下げません。」とあり、不服申立てを行う旨も併せて記載があった。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件開示請求について

本件開示請求の内容は、別紙のとおりであり、本件開示請求書中、

添付書面（平成26年5月15日付け公委第140号）の通知書は、特定個人からの苦情申出に係る内容の通知書であり、過去に特定個人が苦情申出を行ったことが記載されている。

3 請求された公文書の存否に関する情報について

(1) 条例第10条について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

(2) 条例第10条の解釈について

この規定は、個人に関する情報や法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益として保護される非開示情報であって、開示請求に対して当該情報の開示又は非開示を答えることによって、非開示として保護すべき情報の存在又は不存在が明らかとなり、その結果、非開示とする情報の全部又は一部が判明してしまい、開示するのと同様の状況になってしまう場合に適用されるものであると解される。

また、この規定は、請求内容から推し量られる情報が条例上保護すべき情報に該当する場合に、応答することによって生じる支障を回避しようとするためのものであり、当該情報が存在しても、存在しなくても適用すべきものである。

これらのことから、存否応答拒否を行うには、①開示請求に係る情報が、非開示情報として保護すべき利益があること、及び②開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えることによって、非開示情報を開示するのと同様の状況が生じることの2つの要件を備えていることが必要であると解される。

4 本件処分の妥当性について

(1) 本件処分の妥当性の考え方

実施機関は、本件開示請求については、開示請求に係る公文書の存否を答えること自体が条例第7条第2号で規定する非開

示情報を開示することとなるから、条例第10条に該当するとして非開示決定を行っている。そこで、本件開示請求に係る情報について、前記3(2)①②の2要件の該当性を検討する。

(2) 要件①の該当性について

前記2から、本件開示請求に係る情報は、開示請求書中、添付書面(平成26年5月15日付け公委第140号通知書)で、特定の個人が実施機関に苦情申出を行ったことに関する情報であり、条例第7条第2号により非開示情報として保護すべき個人に関する情報であることは明らかである。

(3) 要件②の該当性について

本件開示請求に対して、開示請求に係る公文書があるという開示決定を行えば、特定の個人が実施機関に苦情申出を行った事実の存在を答えることになり、また開示請求に係る公文書がないという非開示決定を行えば、特定の個人が実施機関に苦情申出を行った事実は存在しないことを答えることになる。いずれにしても、特定の個人が実施機関に苦情申出を行ったか否かという、当該特定個人に係る情報の存在の有無を答える結果となり、非開示として保護すべき情報を開示することと同様の結果が生じることになる。

(4) 本件処分の妥当性の判断について

以上から、実施機関が、条例第10条を適用して行った本件処分は妥当である。

5 その他

もともと、情報公開制度は、県民等の請求に応じて実施機関が管理している公文書を公開することにより、県が行う諸活動の状況を説明し、県民に対する理解と信頼を深めることを目的とした重要な制度である。補正に関しては、情報公開制度の理念を尊重し、対応するよう留意すべきである。

6 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」

のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成26年9月4日	○諮問（実施機関）
平成26年10月2日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成26年10月20日	○異議申立人からの意見書を受理
平成27年1月13日	○審議
平成27年2月16日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成27年3月11日	○審議
平成27年4月10日	○審議
平成27年5月13日	○審議

【別紙】

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成 26 年 5 月 26 日	添付書面平成 26 年 5 月 15 日付け公委第 140 号通知書記載の「申出にかかる一時停止規制場所については、橋上の直線道路において規制標識は十分に認識できる状況にあります。」と現場を確認して判断した理由が分かる文書（報告書等）、及びそのように現場で判断し結果を報告した（第三者か橋本警察署交通課職員か等）責任者氏名・役職が分かる情報。また、「停止位置の「停止線」と「とまれ」の道路標識については、薄くなっている部分もありますが、判読可能な状態であります。」とした現場の確認状況（停止線・とまれのすぐ横で確認したのか実際に車両に乗って 10～15 メートル手前から確認したのか）と、その確認をして報告をした（第三者か橋本警察署交通課職員か等）責任者氏名・役職が分かる情報。